

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (フリガナ) (電話番号 - -)
屋号
個人番号
(フリガナ)
氏名

(個人の方) 振替継続希望
※ 所管 要否 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和

個人事業者用

第一表

自 令和 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
至 令和 年 月 日

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 十兆千百十億千百万千百十 000 03
消費税額 ② 06
控除過大調整税額 ③ 07
控除 控除対象仕入税額 ④ 08
返還等対価に係る税額 ⑤ 09
税 貸倒れに係る税額 ⑥ 10
額 控除税額小計 (4)+(5)+(6) ⑦
控除不足還付税額 (7)-(2)-(3) ⑧ 13
差引税額 (2)+(3)-(7) ⑨ 00 15
中間納付税額 ⑩ 00 16
納付税額 (9)-(10) ⑪ 00 17
中間納付還付税額 (10)-(9) ⑫ 00 18
この申告書 既確定税額 ⑬ 19
が修正申告 差引納付税額 ⑭ 00 20
である場合
課税売上 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮ 21
割合 資産の譲渡等の対価の額 ⑯ 22

付 割賦基準の適用 有 無 31
記 延払基準等の適用 有 無 32
事 工事進行基準の適用 有 無 33
項 現金主義会計の適用 有 無 34
参 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無 35
考 控除算 課税売上高5億円超又は 個別対 ①
税 課税売上割合95%未満 一括比 41
方 上 記 以 外 全額控除
事 額 の 法
項 基準期間の 課税売上高 千円
税額控除に係る経過措置の適用(2割特例) 42

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税 控除不足還付税額 ⑰ 51
額 差引税額 ⑱ 00 52
譲渡 還 付 額 ⑲ 53
割 納 税 額 ⑳ 00 54
額 中間納付譲渡割額 ㉑ 00 55
納付譲渡割額 (20)-(21) ㉒ 00 56
中間納付還付譲渡割額 (21)-(20) ㉓ 00 57
この申告書 既 確 定 ⑳
が修正申告 譲 渡 割 ㉔
である場合 差 引 納 付 付 額 ㉕ 00 59

還す 銀行 本店・支店
付る 金庫・組合 出張所
を 農協・漁協 本所・支所
受 預金 口座番号
融 機構 口座番号
け 郵便局名等
よ 個人の方) 公金受取口座の利用
う 税務署整理欄
関 税理士名
と 税理士法第30条の書面提出有
等 税理士法第33条の2の書面提出有

㉔=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)+修正申告の場合㉔=㉑+㉒
㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。
※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に①欄の数字を記載し、⑱欄×22/78から算出された金額を㉔欄に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

①・②又は⑬・⑭の記入をお忘れなく。

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (フリガナ) (電話番号 -)

屋号

個人番号 ※個人番号は複写されません。(フリガナ)

氏名

(個人の方) 振替継続希望

※ 所管 要否 整理番 申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 身元確認
通知カード・運転免許証 その他

指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

(中間申告 自 令和 年 月 日) 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

の 場合 の

対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十 円
消費税額	②	000
控除過大調整税額	③	
控除税額	④	
	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	00
この申告書が修正申告である場合	⑬	
差引納付税額	⑭	00
課税売上割合	⑮	
譲渡資産の譲渡等の対価の額	⑯	
資産の譲渡等の対価の額	⑰	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑱	
差引税額	⑲	00
譲渡割額	⑳	00
納税額	㉑	00
中間納付譲渡割額	㉒	00
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓	00
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉔	00
この申告書が修正申告である場合	㉕	
差引納付譲渡割額	㉖	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉗	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
	控除税額の方	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/> 個別対応式 <input type="checkbox"/> 一括方式
	上記以外	<input type="checkbox"/> 全額控除	41
基準期間の課税売上高		千円	
<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)		42
還す付る金受付けよう関と等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
	預金 口座番号		
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-	
	郵便局名等		
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用		
※税務署整理欄			
税理士名		(電話番号 -)	
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有		
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有		